

生活訓練施設らいと料金表

令和5年6月1日

① 利用料金

ア 通所による生活訓練サービス費（Ⅰ）

	20人以下	21人以上 40人以下	41人以上 60人以下	61人以上 80人以下	81人以上
利用料	7,480円	6,680円	6,350円	6,100円	5,730円
利用者負担額	748円	668円	635円	610円	573円

イ 宿泊型夜間サービスによる生活訓練サービス（Ⅲ）

	利用期間2年以内	利用期間2年以上
利用料	2,710円	1,640円
利用者負担額	271円	164円

ウ 宿泊型夜間サービスによる生活訓練サービス（Ⅳ）

（長期入院していた者など長期間の支援が必要な場合）

	利用期間3年以内	利用期間3年以上
利用料	2,710円	1,640円
利用者負担額	271円	164円

【体験利用】

ウ 障害福祉サービスの体験利用支援加算

	初日～5日目 まで（通所）	宿泊型 （食費込み）	6日目～15日目 まで（通所）
利用料	5,000円		2,500円
利用者負担額	500円	1,500円	250円

② 加算項目

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
食事提供加算	480円/日	左記の1割	短期滞在加算算定者と宿泊型自立訓練利用者へ食事を提供した場合加算されます。
	300円/日	左記の1割	上記以外
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	100円/日	左記の1割	生活支援員、世話人のうち、有資格者が一定割合以上の場合、利用1日につき加算されます。
帰宅時支援加算	1,870円/回 （3～6日）	左記の1割	利用者が外泊した際、家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、1月に1回加算されます。
	3,740円/回		

	(7日以上)		
長期帰宅時支援加算	250 円/日	左記の 1 割	利用者が家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、事業所が当該利用者の規制に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊期間に応じ加算されます。
欠席時対応加算	940 円/日	左記の 1 割	利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に月 4 回まで加算されます。
日中支援加算	2,700 円/日	左記の 1 割	日中活動サービス等の支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該サービス等を利用できない期間が月に 3 日以上ある場合であって、昼間に必要な支援を行った時、加算されます。
送迎加算 (Ⅱ)	100 円/日	左記の 1 割	居宅等と事業者・施設との間の送迎を行った場合、加算されます。
福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)×6.7%		

定率負担額に関する月額上限

原則として、利用するサービス費用の 1 割が自己負担となりますが、負担が重くならないように、1 か月間の負担上限額が所得に応じて次の 4 段階に設定されています。(障害福祉サービス受給者証に記載された利用者負担上限月額が 1 か月あたりの負担の上限額になります。)

区 分	世帯の収入状況	1 か月の負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般 1	市町村民税非課税で所得割 16 万円未満 ※施設入所者(20 歳以上)、GH 利用者は一般 2 になります	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

③ その他の費用について

内 容	料 金
食事の提供に係る費用 (食費代については、提供した分のみ徴収させていただきます。)	朝食：1 食につき 300 円
	昼食：1 食につき 350 円
	夕食：1 食につき 500 円
居室利用料※1	7,500 円/月 (250 円/日)
水道光熱費	9,000 円/月 (300 円/日)
寝具代	3,000 円/月 (100 円/日)
振込手数料	110 円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費